

電波利用環境委員会報告（案）に対する意見募集の結果と意見に対する考え方
－「基地局等から発射される電波の強度等の測定方法及び算出方法」のうち
「基地局等から発射される電波の評価方法の高度化に係る技術的条件」及び
「電波防護指針の在り方」のうち「局所吸収指針の主な対象の見直し」－

■意見募集期間：令和８年７月２３日（木）～同年８月２６日（水）

■意見提出件数：計９件（法人・団体３件、個人１件、匿名５件）

■意見提出者一覧（順不同）

- ・株式会社ＮＴＴドコモ
- ・一般社団法人電波産業会規格会議第３８作業班
- ・ＫＤＤＩ株式会社
- ・個人１件
- ・匿名５件

No	意見提出者	提出された意見	意見に対する考え方	修正の有無
全般				
1	一般社団法人電波産業会規格会議第 38 作業班	総務大臣諮問第 2045 号における検討事項の一つである「国際動向を踏まえた、基地局等から発射される電波の強度等の測定方法及び算出方法」に関して、電波の強度等の測定方法及び算出方法とともに、関連する電波防護指針についても、電波利用環境委員会によるご検討およびご報告を頂いたことに感謝申し上げます。本報告（案）2 件は、電波防護指針の基本的な考え方は引き続き継承しつつ、基地局等から発射される電波の強度等の測定方法及び算出方法に係る最新の国際規格との整合を図り、諸外国の制度状況を踏まえ、移動通信システムの基地局設置の現状及び今後の無線システムの発展を見据えた、より合理的かつ実効的な評価方法の選択肢を示すものと理解しております。また、携帯電話基地局等の電波の強さを局所 SAR および全身平均 SAR で評価可能とするにあたり、当該設備を局所吸収指針の主な対象として追加する措置は、評価体系の整合性の観点から妥当であると考えます。以上のことから、本報告（案）2 件に賛同致します。また、意見募集の結果を踏まえ、必要な制度整備が円滑かつ速やかに進められることを期待致します。	本報告案への賛同意見として承ります。	無
2	KDDI 株式会社	「基地局等から発射される電波の強度等の測定方法及び算出方法」のうち「基地局等から発射される電波の評価方法の高度化に係る技術的条件」及び「電波防護指針の在り方」のうち「局所吸収指針の主な対象の見直し」は、国際動向を踏まえた適切な内容であることから、当該委員会報告(案)に賛同いたします。	本報告案への賛同意見として承ります。	無
3	匿名	本報告（案）に示された「基地局等から発射される電波の評価方法の高度化」および「局所吸収指針の主な対象の見直し」について、以下の	本報告案は、基地局等から発射される電波の	無

	理由から、実態に見合わない過剰規制および特定の関連産業への利益誘導につながるおそれがあるため、再検討を求める。 1. 国民への不当なコスト転嫁と利便性低下の懸念 本見直しにより、基地局等の設置や運用において極めて複雑な測定・算出手法や適合性確認が義務付けられる場合、通信事業者やインフラベンダーに莫大なコンプライアンスコストが発生する。 これらは最終的に通信料金の値上げやデバイス価格への上乗せという形で消費者に間接的に転嫁される。 また、導入手続きの煩雑化はインフラの展開遅延を招き、結果としてつながりにくさの継続など、国民の利便性を損なうデメリットにつながる。 2. 規制の複雑化がもたらす「規制ビジネス」および既得権益の温床化 現在、特に電波の健康被害リスクが顕在化していないにもかかわらず、技術の進展を口実に評価方法を高度化・複雑化させることは、専用の測定機材メーカー、シミュレーションソフトベンダー、およびコンサルティング・試験機関に継続的な利益をもたらす「規制ビジネス」を創出しかねない。 公益の名のもとに、特定の産業レイヤーのみが潤うエコシステムが形成されていないか、費用対効果の観点から甚だ疑問である。 3. 新規参入の阻害と、大企業による寡占の固定化 大手通信事業者であれば対応可能な高度な評価プロセスやコスト負担も、地域密着型のローカル 5G 事業者や中小の新規無線ブロードバン	評価方法として、新たな評価方法を追加するものであり、事業者に対して新たな義務を課すものではありません。既存の評価方法も継続して利用可能であり、基地局の設置環境や運用状況に応じて適切な評価方法を選択できるようにするものです。 したがって、ご指摘のような過度な規制強化に当たるものではないことから、原案のとおりとします。	
--	---	--	--

		ド事業者にとっては致命的な参入障壁となる。 多様な主体によるデジタルインフラの展開やイノベーションを阻害し、結果として一部の大手企業による市場の寡占状態を固定化させる危険性を指摘する。 結論 真に科学的・現実的なリスクに基づかない過剰な手続きやルール of 量産は避けるべきである。 特定のプレイヤーに利益をもたらすための「複雑な仕組み作り」ではなく、真に合理的なセーフティネットの構築に絞った制度設計へと見直すことを強く求める。		
4	匿名	「基地局等から発射される電波の強度等の測定方法及び算出方法」のうち「基地局等から発射される電波の評価方法の高度化に係る技術的条件」 「電波防護指針の在り方」のうち「局所吸収指針の主な対象の見直し」について、以下のとおり意見を提出いたします。 本案は、基地局等から発射される電波の評価方法を高度化し、電波防護指針の局所吸収指針の対象を見直すという、国民の健康と通信インフラの安全性に直結する重要な内容です。しかし、公開資料を拝見する限り、「成果目標」および「KPI（客観的な効果検証指標）」が明示されておらず、制度導入後にどのような成果を目指し、どのような指標で安全性・信頼性・測定精度の向上を確認するのかが分かりません。 政府は既に、全府省庁・原則全事業を対象として EBPM（エビデンス・	ご指摘の成果目標及び KPI の設定並びに政策効果の検証に関するご意見について、本件は、基地局等から発射される電波の評価方法の高度化及び局所吸収指針の主な対象の見直しに係る技術的条件を取りまとめるものであり、成果目標や KPI を設定するものではありません。このため、原案のとおりとします。	無

	ベースト・ポリシー・メイキング）や行政事業レビューを実施しており、政策の成果を客観的な指標で検証することが基本方針になっていると理解しています。その趣旨に照らせば、本案件についても、成果目標と KPI を設定しない理由があるのであれば、その理由を明示していただく必要があります。 そのうえで、本案件に必須と考えられる KPI の例を、以下に具体的に示します。 1. 測定誤差の平均値 新しい評価方法が、従来の方法と比べてどれだけ測定誤差を減らせたかを示す指標です。 ・ 基準値：現行評価方法による誤差の平均値 ・ 目標値：基準値から一定割合（例：20？30%）の改善 2. 測定結果のばらつき（標準偏差など） 基地局ごとの測定結果のばらつきが減少しているかを示す指標です。ばらつきが小さくなれば、評価方法が安定していることを意味します。 ・ 基準値：現行方法による測定結果のばらつき ・ 目標値：基準値以下に維持、または一定割合の減少 3. 電波防護指針への適合率（SAR・電磁界強度など） 局所吸収指針や全身平均 SAR に基づく評価において、指針値を満たしている基地局の割合です。 ・ 基準値：現行制度下での適合率	ご指摘の行政手続法第 39 条第 2 項に関するご意見について、本件は基地局等から発射される電波の評価方法の高度化及び局所吸収指針の主な対象の見直しに係る技術的条件について取りまとめた報告案であり、命令等を定めるものではありません。このため、原案のとおりとします。	
--	---	---	--

		・目標値：適合率を高水準で維持しつつ、評価対象の拡大に伴う不適合の増加を防ぐこと 4. 国際基準（ICNIRP ガイドライン等）との整合性評価 第三者による評価や比較により、日本の評価方法が国際基準とどの程度一致しているかを示す指標です。 ・基準値：現行制度との整合性評価 ・目標値：国際基準との整合性を高い水準で維持・向上させること 5. 住民からの電波関連の苦情・相談件数 「基地局の電波が不安」「健康影響が心配」といった苦情や相談の件数です。制度の目的には「住民の安心」も含まれるため、重要な指標と考えます。 ・基準値：制度改正前の年間件数 ・目標値：改正後数年で一定割合の減少 これらの KPI を算出するためのデータは、既存の業務の中で自然に取得できるものを中心に、以下の主体が責任を持って収集・整理する形が望ましいと考えます。 ・総務省（総合通信基盤局 電波部 電波環境課） 基地局の設置状況、測定結果、指針適合状況、国際基準との比較評価などを、事業者からの報告や調査結果として集約し、年次報告として公表する役割を担うべきです。		
--	--	--	--	--

	・携帯電話事業者・無線設備事業者 各基地局の測定結果（電界強度・SAR 等）、設備構成、運用条件、指針適合状況などを、定期的な自己点検・第三者測定の結果として記録し、総務省に報告するべきです。 ・電波利用環境委員会および作業班 検討過程で得られた評価モデルの妥当性検証結果や、国際基準との比較データを整理し、制度改正後もフォローアップのためのデータ収集・分析の枠組みを維持することが望ましいです。 ・自治体・相談窓口 住民からの電波関連の苦情・相談件数を記録し、総務省に集約してもらうことで、「住民の安心」という観点からの成果を把握できるようにするべきです。 記録項目を増やしすぎると、現場での誤記載や見逃しが増え、かえって使えないデータになってしまいますので、「最小限の項目で、最大限の効果が得られる」ようにバランスを取った設計をお願いしたいです。 次に、行政手続法 39 条 2 項が求める「公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって、かつ、当該命令等の題名及び当該命令等を定める根拠となる法令の条項が明示されたもの」であるかどうかについてです。 本案は、諮問番号や検討事項、委員会構成、検討経過、検討概要など		
--	---	--	--

	が丁寧に記載されており、技術的内容についても専門家には理解可能なレベルで具体的に書かれています。一方で、一般の住民や文系の公務員にとっては、「どの条文に基づき、何をどこまで変えるのか」「その結果として、どのような安全性・利便性の変化が期待されるのか」が直感的には分かりにくい構成になっていると感じます。 行政手続法 39 条 2 項の趣旨は、単に条文番号を示すだけでなく、「国民が見て、何が変わるのかを具体的に理解できるようにすること」だと理解しています。その意味で、本案は技術的には具体的であるものの、一般向けの説明や成果目標・KPI の提示が不足しており、「国民にとって具体的かつ明確」と言える水準には達していない部分があると考えます。 ここで申し上げたいのは、行政官の方々を責めることではなく、「納税者にとって分かりやすい形にすることが、結果として行政への信頼を高める」という点です。専門的な内容を扱うほど、どうしても技術用語が増えますが、その分だけ「一般向けの概要」「成果目標」「検証方法」を補うことで、行政手続法の趣旨により近づけることができると思います。 また、本案には成果目標も KPI も明示されていないため、以下の趣旨を、文系で法学部卒の公務員の方にも分かりやすい形で追記していただくことを強く希望します。 「政府が既に全府省庁・原則全事業を対象として実施している EBPM・		
--	--	--	--

	行政事業レビューの趣旨に照らし、当該案件について成果目標及び客観的な効果検証指標が設定されていない理由を明示してください。そして、政策効果を検証可能な成果指標、基準値、目標値及び達成期限を設定し、その実績と予算への反映状況を公表してください。ここで挙げた KPI は欧米では一般的に使われているとのことなので、わからなければ欧米の関係者にご確認ください。」 なお、「客観的な成果目標や KPI」は、思いつくものを全て並べれば良いというものではありません。記録項目が増えれば、現場での勘違いや見逃し、誤記載が増え、結果として使えないデータになってしまいます。人が最短時間で作業を終えられるようにしつつ、最小限の時間とコストで最大限の効率・効果を得られるよう、バランスを考えて制度設計していただきたいです。 「客観的な成果目標と KPI」の設定と運用によって、少なからず人命を救う機会が生まれる可能性もあります。鉄道事故などの例でも、業務経験が長期に及ぶと「慣れ」による緊張感の低下や確認不足、手順の省略といった要因で事故やミスが増える傾向が、多くの現場や統計で指摘されています。そのような事故が増えているのか、減っているのかを、KPI という数値データの増減で見ることで、危険性に気づく機会を作ることができます。 もちろん、最初から 100%完璧な成果目標や KPI を作ることは現実的ではありません。未知のトラブルを事前に全て予測することは不可能ですので、まずは「50%程度の完成度」を目安に設定し、2 か月間隔、あ		
--	--	--	--

		るいは半年間隔で見直しを行うような運用を提案いたします。特に法学系出身の文系の方は「100%完全でなければならない」と考えがちですが、何であれ 100%完全だと判断できる人はそもそも存在しない、という事実を前提に、「改善を続けること自体が制度の強みになる」と捉えていただければ幸いです。 最後に、本案件のような高度に専門的な内容であっても、国民の健康と安心に関わる以上、「何を目指し、どう検証するのか」を分かりやすく示すことが不可欠だと考えます。成果目標と KPI の設定、データ収集の役割分担、検証結果の公表について、ぜひ前向きな検討と改善をお願い申し上げます。		
5	匿名	私は、減税推進・日本人ファースト・中国製品排除・中国人排除・行政事務の徹底削減を強く求め、政府の過剰な介入に断固反対する一国民として、本件報告（案）に対し、以下のとおり意見を提出します。 本報告（案）は、5G 基地局の増加に伴う電波評価方法の高度化（SAR 評価導入、Actual maximum approach 等）と、電波防護指針の局所吸収指針対象に携帯電話基地局等を追加するものですが、国家・国民の安全を最優先すべき観点から極めて不十分である一方、事業者に過度な負担と政府の過剰介入を助長する内容です。以下、あらゆる関連問題を網羅的に指摘し、抜本的な見直しを求めます。 ### 1. 中国製品・中国人・中国関連の徹底排除を最優先せよ（日本人ファースト・安全保障の観点から）	基地局設備の調達先、外国人の土地取得、税制、行政改革、安全保障政策その他ご指摘のご意見は、本件の意見募集の対象外となります。 本報告案は、基地局等から発射される電波の評価方法として、新たな評価方法を追加するものであり、事業者に対して新たな義務を課すものではありません。既存の評価方法も継続して	無

	基地局設備は国民の通信インフラと電波ばく露の安全性を左右する重要設備であり、中国製基地局（Huawei、ZTE 等）や中国製測定機器・ソフトウェア・中国人技術者の関与は、サイバー攻撃・バックドア・データ流出・不正操作のリスクを極めて高めます。5G のビームフォーミングや TDD 方式を悪用した脅威も無視できません。 さらに、山口県周防大島町・笠佐島（かささじま）における中国人による土地買占め問題を直視せよ。同島（米軍岩国基地約 20km、海上自衛隊呉基地近くの安全保障上極めて重要な離島）の約 3651 平方メートルが中国人によって購入され、造成・電柱設置が進んでいる現状は、監視拠点化や有事の拠点化を招く重大な脅威です。 報告（案）で SAR 評価や AMA を導入するだけでは不十分です。基地局の設置・評価・モニタリング・制御のすべてにおいて中国製品・中国企業・中国人の関与を原則全面排除し、日本人ファーストの立場から国内メーカー・日本人技術者・国内完結の評価体制を絶対優先してください。加えて、笠佐島の中国人所有部分を直ちに土地収用（収用）し、国または日本人の管理下に戻すことを関連施策として明記・実行せよ。中国依存を残した「高度化」は安全保障の放棄であり、絶対に認められません。 ### 2. 政府の過剰な介入に断固反対し、行政事務を徹底削減せよ 報告（案）は、SAR 測定（局所・全身平均）、AMA による低減係数設定、モニタリング・制御義務、外挿法、適合境界決定、国際規格準拠など、詳細かつ複雑な評価・報告義務を新たに課すものです。これは典型的な	利用可能であり、基地局の設置環境や運用状況に応じて適切な評価方法を選択できるようにするものです。 したがって、ご指摘のような過度な規制強化に当たるものではないことから、原案のとおりとします。	
--	--	---	--

	行政事務の肥大化と政府の過剰介入です。 事業者にとれほど高度な測定・計算・モニタリング・検証を強制することは、自由な電波利用を阻害し、特に中小通信事業者や地方自治体を疲弊させます。行政事務を半減以上に削減することを数値目標化し、評価手順の最小化・ワンストップ化・デジタル完結・裁量の乱用禁止を義務付けてください。モニタリング義務や詳細報告を任意化し、官僚主導の技術規制を最小限にしてください。 ### 3. 減税を基盤とした国内技術・日本人人材強化を義務付けよ SAR 評価装置導入、モニタリングシステム構築、技術者教育は巨額のコスト負担を強います。現行の高税率が企業の余力を奪い、国内 5G 展開を遅らせています。 法人税・所得税等の大幅減税、評価設備投資の即時償却・税額控除の拡充、および日本人電波技術者・測定技術者の育成・雇用に対する優遇税制を、指針の前提または関連措置として明記してください。税金を原資とする補助金依存ではなく、減税による民間活力と日本人優先の技術確保こそが真の電波利用促進と安全確保につながります。 ### 4. その他、盛り込むべきあらゆる問題点 － 国家・国民の安全最優先：中国をはじめとする敵対的国家からの通信インフラ浸透・サイバー脅威・離島土地取得を、国際規格（IEC・ICNIRP）		
--	--	--	--

	や利便性論より上位に置く明確な序列を定めること。笠佐島を含む重要離島の中国人所有地を収用し、再発防止の外国人土地取得規制を強化せよ。 － 国内回帰と日本人優先の加速：基地局設備・測定機器・評価ソフト・人材・土地を日本国内完結・日本人限定を原則とし、海外（特に中国）依存および中国人関与を極限まで低減・排除。 － 財政規律と減税の両立：新たな評価・モニタリング体制による行政コスト増を抑制し、減税による民間主導を優先。無駄な行政コストを削り、国民負担を軽減。 － 透明性と説明責任：評価方法・低減係数・適合判定の判断基準を明確化し、中国関連リスクを隠蔽しない公開を義務化。総務省の広範な裁量を制限。 － 産業全体への波及：中小事業者を含む全通信関連に過度な負担を強くないよう、手続を簡素化し、日本人優先で強化。外国人技術者の安易な受け入れを見直し。 － 長期持続性：少子高齢化・人口減少下での国内日本人技術力維持を見据え、過剰規制で企業を疲弊させない施策を。 － 国際関係の現実直視：中国の 5G 戦略・インフラ支配・離島買占めを直視し、「国際規格整合」「柔軟設置」を美名にした甘い依存・受け入れを排除。 － 経営層・現場の実態無視：複雑な SAR 測定・AMA 外挿法義務は現場を疲弊させ、形骸化を加速させる。実効性のある最小限の必須対策に絞ること。 － 政府過剰介入の排除：評価・モニタリング義務は、明確な人体保護上の重大事由に厳格限定し、日常的な技術規制を廃止せよ。自由かつ公正な		
--	--	--	--

		電波利用との両立を真正面から尊重すること。入/10 間隔や反射物体加算の見直しも、負担軽減を優先せよ。 － 健康・安全の真の確保：5G ばく露の長期影響や中国製設備の品質問題を無視した「高度化」は国民を危険にさらす。日本人の健康を最優先に、国内独自の厳格基準を維持せよ。 以上の点を踏まえ、報告（案）を抜本的に改め、中国製品排除・中国人排除（笠佐島中国人所有地の即時収用を含む）・日本人ファースト・大幅減税・行政事務大幅削減・政府の過剰介入反対を核心に据えた内容とすることを強く求めます。これらを反映しなければ、本制度は民間活力を削ぎ、電波の真の安全利用と国家・国民の安全を確保できません。 意見が政策に反映されることを期待します。		
6	匿名	本報告案の公表及び意見募集にあたり、現在日本社会を深刻にむしばむ経済格差の拡大というすべての現況、および国民の共有財産である「公共の電波」をめぐる行政姿勢に対する重大な懸念から、以下の通り強く意見を述べさせていただきます。 第一に、公共の電波を用いて提供される携帯電話通信や地上波放送、光回線といった通信・放送インフラは、現代社会を生きるすべての国民にとって水道や電気と同等の「生活必需品」であるという点への強い認識の提示です。通信規格の高度化や基地局整備などの技術的議論を進めるにあたっては、事業者の利益追求や市場の論理に委ねるのではなく、過度な負担増を防ぐために国家が責任を持って価格や利用権をコントロールする**「公共料金化」**を推し進め、すべての国民が負担感を抑えて利用できる環境を保障することこそが総務省の本来の使命です。	ご指摘の通信・放送サービスの料金制度、事業者の経営の在り方その他の事項については、本件意見募集の対象外となります。	無

		第二に、過剰な便利の追求や企業間の金儲け優先の構造を野放しにし、生活者へ費用や利用の負担を強いるような方向性は断じて容認できません。少子高齢化や格差拡大が深刻化する中で、国や総務省が最優先で取り組むべきは、電波や通信等の生活必需インフラを公共料金として適切に位置づけ、勤労者・生活者の生活防衛を最優先する公正な社会経済基盤を死守することです。利益偏重の政策運営を改め、国民生活全体の公平性と納得感を担保する抜本的な政策転換を強く求めます。		
「基地局等から発射される電波の強度等の測定方法及び算出方法」のうち「基地局等から発射される電波の評価方法の高度化に係る技術的条件」関係				
	全般			
7	株式会社N T T ドコモ	国際規格の内容および諸外国の動向を踏まえ、人体への安全性は確実に確保しつつ、現状あるいは今後想定される基地局設置状況に即した柔軟な評価方法への更新を行う内容であることから、本報告（案）に賛同いたします。なお、意見募集の後、速やかに制度化されることを希望します。 基地局等を対象として、全身平均 SAR および局所 SAR の測定による評価方法、Actual maximum approach を考慮した評価方法、通信トラヒック変動下における基地局の最大電波ばく露量評価方法を導入することに対して、それぞれ賛同いたします。	本報告案への賛同意見として承ります。	無
	第2章 2. 2 国際規格及び諸外国の動向			
8	一般社団法人電波産業会規格会議第38作業班	「電磁強度」は「電磁界強度」のことではないでしょうか。必要に応じて修正をご検討いただけないでしょうか。	ご意見を受けて「電磁界強度」に修正しました。	有
	第3章 3. 2 国際規格及び諸外国の動向			

9	一般社団法人電波産業会規格会議第38作業班	「制御機能がどの程度発生」および「制御機能の発生」と記述されている箇所がありますが、「制御機能がどの程度作動」および「制御機能の作動」ではないでしょうか。あるいは「制御動作がどの程度発生」および「制御動作の発生」ではないでしょうか。必要に応じて修正をご検討いただけないでしょうか。	ご意見を受けて「発生」を「動作」に修正しました。	有
10	一般社団法人電波産業会規格会議第38作業班	「低減係数FPRの規定の有無」の「PR」が判読しづらくなっています。必要に応じて修正をご検討いただけないでしょうか。	ご意見を受けて「PR」のフォントを修正しました。	有
第3章 3.4 検討結果				
11	個人	常時モニタリング・自動制御におけるシステム障害時の安全機能(フェールセーフ)の明記 1. 該当箇所 別紙1-1 報告(案) 第3章 3.4 検討結果(37-38 ページ) 別紙2-2 報告(案)概要 第3章 (2) 検討結果(8 ページ) 2. 意見の要旨 送信電力低減係数(FPR)を用いた AMA 評価において、常時モニタリングおよび自動制御システムの機能異常(システム障害や通信エラー等)が発生した場合に備え、自動的に安全な出力レベルに抑制されるフェールセーフ機構の搭載・運用の標準化を報告(案)に明確に追記してください。 3. 具体的提案内容 第3章 3.4「検討結果」の本文末尾(または運用に関する注意書き)に、	ご指摘のモニタリング及び制御に係る運用上の留意事項については、今後の制度整備に当たっての参考とさせていただきます。	無

		以下の趣旨の文言を追記することを提案します。 「なお、事業者が実施するモニタリングおよび自動制御システムについては、万一の制御機能の異常や通信障害等の不具合発生時においても、設定された運用最大値 (PTXAM / EIRPTXAM) を越えて電波が照射され続けることがないよう、自動的に安全な出力レベルへ減衰または停止するフェールセーフ機構を備えることを標準運用とすることが望ましい。」 4. 提案理由・期待される効果 報告(案)では事業者に強制力を持ってモニタリングと制御を行わせる方針が示されていますが、ソフトウェアやシステムの障害時の挙動について触れていません。他国の事例(スイス等)においても自動電力制限機能の正常動作が厳格に求められています。 本追記を行うことで、技術的な前提条件が明確になり、国民に対して「システム障害時でも安全が二重に担保されている」という強い安心感を与えることができます。また、事業者にとっても開発・運用時に配慮すべき標準仕様が明確化するため、円滑な制度運用に寄与します。		
12	個人	総務省による実効的な事後確認・監視手法の段階的整理とガイドライン化 1. 該当箇所 別紙 1-1 報告(案) 第3章 3.4 検討結果(37-38 ページ) 2. 意見の要旨 規制当局である総務省が、事業者の適切なモニタリング・制御の継続を確認する手段について、定期的なログ報告の受付や抜き打ち(ランダ	ご指摘の AMA を導入する場合における事業者の運用状況の確認方法については、今後の制度整備に当たっての参考とさせていただきます。	無

		ム)点検の実施など、具体的な確認プロセスの基本方針を明確化してください。 3. 具体的提案内容 第3章3.4「検討結果」の「事業者が適切な対応を継続してとっているかを規制当局である総務省が確認できる手段を講じる必要がある。」との記述の後に、以下の文言を追加することを提案します。 「具体的には、事業者からの運用ログの定期報告の活用や、諸外国の取組(ブラインド適合性監視等)を参考とした効率的な抽出点検(監査)プロセスのガイドラインを別途整理・周知し、実効性のある監視体制を整備する。」 4. 提案理由・期待される効果 全国に数十万局存在する基地局すべてに対して過度な個別審査を行うことは行政・事業者双方にとって現実的ではありません。一方で、確認手段が不透明なままでは「制度の骨抜き」と懸念される恐れがあります。 定期ログ報告の活用や抽出点検という現実的かつ効果的な監視方針を報告(案)に追記しておくことで、既存の行政手続の枠組みの中で円滑に運用体制を構築でき、規制の実効性と信頼性を両立させることができます。		
13	個人	国民・周辺住民への説明・周知における「図解入り Q&A・標準資料」の整備 1. 該当箇所 別紙1-1 報告(案) 第3章 3.4 検討結果(38 ページ)	本報告案においても、電波ばく露量が電波防護指針に適合していること及びモニタリング・	無

		2. 意見の要旨 離隔距離の短縮等に関して国民の理解を得るための周知活動として、Web サイトへの掲載にとどまらず、総務省主導で分かりやすい「図解入り標準 Q&A」や啓発用パンフレットを作成・公表することを明記してください。 3. 具体的提案内容 第 3 章 3.4「検討結果」の周知に関する記述部分に、以下の内容を追記することを提案します。 「その際、専門知識を有しない一般の国民や周辺住民に対し、実効値評価の導入理由や安全性の根拠が直感的に理解できるよう、総務省において分かりやすい図解入りの Q&A やピクトグラムを活用した標準啓発資料を作成・公表し、事業者および自治体等の現場における丁寧な合意形成活動を支援する。」 4. 提案理由・期待される効果 従来の最大出力前提の評価から実用上の最大値評価への変更は、数式や技術概念が複雑であり、単に「指針値を満たしている」と Web で周知するだけでは周辺住民の不安を完全に払拭することは困難です。 行政が主導して標準的な Q&A やビジュアル資料を作成・提供することは、大きな予算変更を伴わずに実施可能であり、現地での置局交渉や問い合わせ対応を行う事業者の負担軽減と、国民への確実な安心感提供に極めて高い効果を発揮します	制御を実施することについて、国民への周知を行うことが望ましいとしているところです。 ご提案いただいた分かりやすい情報提供の在り方については、今後の周知・広報に当たっての参考とさせていただきます。	
第 4 章	4. 2	国際規格及び諸外国の動向		

14	一般社団法人電波産業会規格会議第38作業班	「スペクトラムアナライザ（トラヒックあり、外装なし）の電界強度が-50.5dB、復調機（トラヒック無し、外挿有り）の電界強度が-43.1dB低い結果」と記載されていますが、「-〇〇dBの結果」あるいは「〇〇dB低い結果」ではないでしょうか。必要に応じて修正をご検討いただけないでしょうか。	ご意見を受けて「低い結果」を削除しました。	有
第5章 5. 1 計算による SAR 評価方法の導入				
15	個人	計算による SAR 評価(算出式・全波解析)導入に向けた具体的な検討ロードマップの提示 1. 該当箇所 別紙 1-1 報告(案) 第5章 5.1 計算による SAR 評価方法の導入(46 ページ) 2. 意見の要旨 今回導入が見送られた「計算による SAR 評価方法」について、今後の技術的進展を待つだけでなく、国内の標準モデル作成や実証実験に向けた具体的な検討スケジュールや関係主体(産学官)の連携方針を追記してください。 3. 具体的提案内容 第5章 5.1「計算による SAR 評価方法の導入」の本文末尾に、以下の文言を追加することを提案します。 「このため、今後の国際標準の動向を注視するとともに、早期の導入検討に向けて、産学官の連携のもと、日本人の体型モデルを用いたシミュレーション精度検証や、適用条件の標準化に向けた技術的検討を段階的に進めていくことが望ましい。」 4. 提案理由・期待される効果 測定(ファントム実測)のみによる適合性評価は、基地局装置の開発時	計算による SAR 評価方法については、本報告案において今後の検討課題として整理しているところです。なお、現時点においては、基本計算方法(算出式)は適用可能な周波数範囲が測定方法より狭く、波源近傍(20cm 以内)の評価に適用できないこと、高度計算方法(全波解析等)は波源や周囲環境の数値モデル化及び不確かさ解析に関する議論が十分ではないことから、導入を見送ることとしています。 今後、国際規格の動向や技術的知見の蓄積等を踏まえつつ、必要に応じて検討してまいりま	無

		や大量導入時において多大な時間と費用を要します。国際規格(IEC 62232)において計算手法の規定が存在する中、将来的な導入意欲と方針を報告(案)上で明確にすることは、日本の移動通信産業の国際競争力維持において非常に重要です。 具体検討への言及を1文加えることで、研究機関や業界団体(ARIB等)によるエビデンス蓄積の取り組みが促進され、将来の迅速な制度改正につながります。	す。	
	第5章 5. 2 $\lambda/10$ 間隔で算出する規定の見直し 5. 3 近傍に反射物体がある場合に 6dB 加算する規定の見直し			
16	個人	日本独自規定(波長の10分の1間隔算出・6dB加算)の見直しに向けた検証作業の促進 1. 該当箇所 別紙1-1 報告(案)第5章 5.2 「$\lambda/10$ 間隔で算出する規定の見直し」および 5.3 「近傍に反射物体がある場合に 6dB 加算する規定の見直し」(47 ページ) 2. 意見の要旨 高周波帯の普及に伴い事業者への大きな負荷となっている日本独自の算出・測定規定について、「諸外国の動向を注視する」にとどまらず、見直しに向けたデータ収集およびデータ検証を積極的に進める旨の表現に改めてください。 3. 具体的提案内容 第5章 5.2 および 5.3 の結びの文章(「今後も引き続き諸外国の動向や国際規格を注視し、事業者等においても必要なエビデンスを構築していくことが望ましい。」)を、以下のように前向きな表現へ修正することを提案します。 「我が国の規定が国際的に見て過度な制限とならないよう、人体への安全性を確実に担保することを前提としつつ、関係事業者や研究機関と	$\lambda/10$ 間隔で算出する規定及び近傍に反射物体がある場合に 6dB 加算する規定については、本報告案において今後の検討課題として整理しているところです。これらの規定については、諸外国の動向、国際規格の内容及び技術的知見に関する情報収集・検証を継続するとともに、関係者によるエビデンスの蓄積も踏まえながら、国際標準との整合性や評価方法の合理性の観点から、見直しの必要性について検討してまいります。	無

		協力して実測データ等のエビデンス収集・検証を早期に推進し、合理的な規定への見直しに向けた検討を進めていくことが望ましい。」 4. 提案理由・期待される効果 波長が短い高周波帯(5G ミリ波や Sub6 高帯域等)では、波長の 10 分の 1 間隔での算出や一律 6dB(電力 4 倍)の加算規定が、国際標準と比較して著しく過剰な評価負担・設置制約となっています。 表現を「静観」から「積極的な検証の推進」へと改めることは、制度の文言修正のみで容易に実施でき、総務省の技術革新・インフラ整備推進姿勢を明確に示すとともに、事業者による検証データの提出を強力に後押しします。		
	第 5 章 5. 4 国際標準との整合性確保			
17	一般社団法人電波産業会規格会議第 38 作業班	基地局等から発射される電波の強度等の測定方法及び算出方法に係る国際規格及び諸外国の制度状況につきましては、今後も更新されるものと想定されます。また、新たな無線システムの導入や基地局の形態・設置形態の多様化に伴い、評価方法に関する実務上の課題が生じる可能性もあります。そのため、引続き、国際規格の改定、諸外国制度の運用状況、科学的知見及び国内の運用実態を踏まえ、必要に応じて評価方法及び関連制度の見直しに向けた検討が継続的に実施されることを希望致します。	今後の検討課題については、諸外国の動向、国際規格の内容及び技術的知見の蓄積等を踏まえつつ、必要に応じて検討を行ってまいります。	無
18	株式会社 N T T ドコモ	今後の検討課題として記載のある各項目について、諸外国の動向や国際規格の内容、エビデンスの蓄積等を踏まえて、今後も引き続き検討・議論が実施されることを希望します。また、国際規格は継続的に改定が実施されていることから、今後も国際標準との整合性が継続して確保されることが重要と考えます。	今後の検討課題については、諸外国の動向、国際規格の内容及び技術的知見の蓄積等を踏まえつつ、必要に応じて検討を行ってまいります。	無
「基地局等から発射される電波の強度等の測定方法及び算出方法」のうち「局所吸収指針の主な対象の見直し」関係				

	全般			
19	株式会社 N T T ドコモ	現状あるいは今後想定される基地局設置状況に即した柔軟な評価方法への更新に対応する内容であり、国際的なガイドラインの内容も踏まえた改定となっていることから、基地局装置に対する局所 SAR 及び全身平均 SAR による適合性評価を可能とする本報告（案）に賛同いたします。	本報告案への賛同意見として承ります。	無
20	匿名	「電波防護指針の在り方」のうち「局所吸収指針の主な対象の見直し」について、0.01 W/kg（0.01 ワット毎キログラム）は、日本の一般公衆向け安全基準（2 W/kg）の 200 分の 1（わずか 0.5%）という、極めて微弱な数値であることから、電波防護指針における SAR（比吸収率）一般環境（一般公衆）における局所 SAR（任意の組織 10g あたり）は、0.01w/kg にするべきである。 0.01w/kg にすれば、人体への熱作用は事実上発生しないことから非常に安全な数値と言える。	局所 SAR の指針値へのご意見は、本件の意見募集の対象外となります。	無

※提出意見の全文については、電波利用環境委員会事務局（総務省総合通信基盤局電波部電波環境課）において閲覧に供します。